



# 熊本県公報

第12764号

平成30年10月9日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 介護医療院の開設許可…………… (高齢者支援課) 1
- 漁船保険付保義務の消滅(嵐口加入区・新和町加入区・本渡市加入区)…………… (団体支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 介護医療院の開設許可…………… (高齢者支援課) 3
- 公 告
- 公共測量の実施…………… (監理課) 3
- 緑川地域森林計画の樹立に係る計画案の縦覧…………… (森林整備課) 3
- 地域森林計画の変更に係る計画案の縦覧…………… ( // ) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… ( // ) 6
- 登 載 依 頼
- 熊本県職員の内用に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 6

## 告 示

### 熊本県告示第775号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護医療院)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
天草慈恵病院 介護医療院 天草郡苓北町上津深江278番地10	社会医療法人稲穂会	平成30年10月1日

### 熊本県告示第776号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成26年10月7日熊本県告示第959号で公示した嵐口加入区、新和町加入区及び本渡市加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年10月6日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示第777号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
-------------	-------------	---------	-------

	務所の所在地及び代表者の氏名		
就労継続支援A型事業所 ふれあいワーク山江 球磨郡山江村大字山田丁 字庚申2617番地	球磨福祉サービス 合同 会社 人吉市城本町470番地 5 羽月 貴満	就労継続支援A型	平成30年 10月1日

**熊本県告示第778号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
くまもと学院・ 放課後クラブ 合志市須屋21 85番地2	合同会社くまもと教 育支援センター 合志市豊岡2000 番地613 砂岡 憲喜	平成30年 10月1日	435290 0098	指定児童発 達支援

**熊本県告示第779号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社大島桜	訪問介護サービ ス おおしま桜	荒尾市日の出町 1番6号	平成30年 10月1日	訪問介護

**熊本県告示第780号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
Best Quality Service 株式会社	BUURTZO RGはな訪問看 護ステーション	熊本県荒尾市大 正町二丁目7番 4号	平成30年 10月1日	訪問看護

**熊本県告示第781号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
Best Qu	BUURTZO	熊本県荒尾市大	平成30年	介護予防訪問

a l i t y S e r v i c e 株 式会社	R G はな訪問看 護ステーション	正町二丁目7番 4号	10月1日	看護
-------------------------------------	----------------------	---------------	-------	----

**熊本県告示第782号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
たまきな荘就労支援センター風工房 玉名市伊倉北方2231番1	社会福祉法人 玉医会 玉名市玉名字西原2194番地 平山 晴章	就労定着支援	平成30年10月1日

**熊本県告示第783号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護医療院）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
美里リハビリテーション病院介護医療院 下益城郡美里町洞岳1308番地	社会医療法人黎明会	平成30年10月1日

**公 告**

**熊本県公告第613号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（地図作成作業）	平成30年10月1日から 平成32年3月31日まで	熊本市東区（江津三丁目、江津四丁目、江津一丁目の一部、下江津一丁目の一部、下江津二丁目の一部、下江津五丁目の一部）

**熊本県公告第614号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてる必要があるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 森林計画区の名称 緑川森林計画区
- 2 縦覧期間 平成30年10月9日から平成30年11月1日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本

部農林水産部林務課、熊本県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県南広域本部農林水産部林務課、熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づきたてた地域森林計画を変更する必要があるため、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更計画の案を縦覧に供する。  
なお、当該地域森林計画の変更計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。  
平成30年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 森林計画区の名 白川・菊池川森林計画区  
球磨川森林計画区  
天草森林計画区
- 2 縦覧期間 平成30年10月9日から平成30年11月1日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県中央広域本部宇城地域振興局農林部林務課、熊本県中央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県北広域本部農林水産部林務課、熊本県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県南広域本部農林水産部林務課、熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第616号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。  
当該農用地利用配分計画は、平成30年10月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成30年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大島 洋	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字久米前2901番1ほか1筆
永松 治雄	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西請859番ほか3筆
株式会社きくようアグリ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字辛川字久保1866番ほか1筆

- 2 申請年月日 平成30年9月27日

熊本県公告第617号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。  
当該農用地利用配分計画は、平成30年10月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成30年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中島 明倫	宇土市野鶴町	宇土市新開町字中潟1054番1ほか2筆
竹下 見親	宇土市野鶴町	宇土市新開町字今村1155番1ほか1

		筆
岩下 優作	宇土市野鶴町	宇土市新開町字築篋1552番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟227番1ほか10筆
寺田 眞悟	下益城郡美里町原田	下益城郡美里町津留字前田557番ほか2筆
早野 貞子	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字小谷字高遊1616番
農事組合法人エコ ロジックファーマ ー	上天草市松島町教良 木	上天草市松島町教良木字野添2738番 1

2 申請年月日  
平成30年9月28日

**熊本県公告第618号**

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	高 寄 哲哉	玉名市大浜町2490番地
理事	小 山 勝良	玉名市横田366番地1
理事	岡 本 光次	玉名市岱明町鍋1732番地
理事	藏 原 隆浩	玉名市築地95番地
理事	中 逸 博光	玉名郡長洲町大字長洲2513番地 出町ハイツ5号
理事	田 畑 久吉	玉名市伊倉南方1270番地2
理事	一 瀬 重隆	玉名市川部田326番地1
理事	池 本 吉秋	玉名市大浜町3382番地
理事	赤 星 久幸	玉名市小野尻361番地3
理事	村 田 俊輔	玉名市小浜598番地
理事	田 上 勇	玉名市滑石1380番地
理事	大 廣 吉春	玉名市中1416番地
理事	田 畑 浩士	玉名市岱明町山下1009番地
理事	石 原 新興	玉名市岱明町浜田2932番地8
理事	浦 田 祐三子	玉名市岱明町野口2077番地2
理事	松 下 善伸	玉名市横島町横島1744番地
理事	森 川 安男	玉名市横島町横島10454番地
理事	長 島 勇治	玉名市横島町横島6900番地
理事	東 直幸	玉名市横島町大園303番地
理事	徳 永 敬一	玉名市天水町竹崎462番地
理事	西 村 誠治	玉名市天水町小天5424番地
理事	池 本 重徳	玉名郡長洲町大字腹赤89番地1
理事	村 田 秀徳	玉名市大浜町5352番地横島干拓第16号
理事	横 田 成人	熊本市西区河内町白浜878番地2
監事	永 田 知博	玉名市大浜町560番地
監事	中 島 誠	玉名市岱明町鍋629番地
監事	菊 川 和彦	玉名市横島町横島11423番地3
退任		
理事	浦 田 勝	玉名市岱明町野口2077番地2

理事	小山 勝良	玉名市横田366番地1
理事	岡本 光次	玉名市岱明町鍋1732番地
理事	中逸 博光	玉名郡長洲町大字長洲2513番地 出町ハイツ5号
理事	田畑 久吉	玉名市伊倉南方1270番地2
理事	一瀬 重隆	玉名市川部田326番地1
理事	池本 吉秋	玉名市大浜町3382番地
理事	永田 知博	玉名市大浜町560番地
理事	赤星 久幸	玉名市小野尻361番地3
理事	村田 俊輔	玉名市小浜598番地
理事	田上 勇	玉名市滑石1380番地
理事	西島 博勝	玉名市玉名918番地
理事	田畑 浩士	玉名市岱明町山下1009番地
理事	石原 新興	玉名市岱明町浜田2932番地8
理事	平川 信行	玉名市横島町横島4855番地
理事	本島 進勝	玉名市伊倉南方1164番地
理事	松永 敏夫	玉名市横島町横島2913番地
理事	前田 敏之	玉名市横島町横島1043番地
理事	林田 政継	玉名市天水町立花1489番地
理事	山迫 良一	玉名市天水町小天7710番地1
理事	池本 重徳	玉名郡長洲町大字腹赤89番地1
理事	村田 秀徳	玉名市大浜町5352番地横島干拓第16号
理事	木下 正末	熊本市西区河内町白浜945番地
監事	大廣 吉春	玉名市中1416番地
監事	中島 誠	玉名市岱明町鍋629番地
監事	菊川 和彦	玉名市横島町横島11423番地3

熊本県公告第619号

球磨郡多良木町に事務所を置く鮎之瀬溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	黒川 正道	多良木町大字黒肥地710番地
就任 理事	黒川 純一	多良木町大字黒肥地710番地

登載依頼

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年10月9日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
別表第1職員採用試験（高等学校卒業程度）の部及び職員採用試験（免許資格職）の部を次のように改める。

職員採用 試験（高等 学校卒業	一般事務	他の職種の対象とならない 事務及び教育委員会事務局 における事務に従事するこ	1 試験の程度は、 高等学校卒業程度を もって行う。
-----------------------	------	--	----------------------------------

程度)			とを職務とする職	2 試験の内容は、 教養試験・作文試験 ・人物試験・資格調査とする。	
	警察事務		主として、警察本部又は警察署において事務に従事することを職務とする職		
	教育事務		主として、教育委員会事務局又は公立学校において事務に従事することを職務とする職		
	総合土木	一般土木	主として、土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	1 試験の程度は、 高等学校卒業程度をもって行う。 2 試験の内容は、 教養試験・専門試験 ・作文試験・人物試験・資格調査とする。	
		農業土木	主として、農業土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
	建築		主として、建築に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
	機械		主として、機械に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
	電気		主として、電気に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
	化学		主として、化学に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
	農業		主として、農業に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
	林業		主として、林業に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
	畜産		主として、畜産に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
	水産		主として、水産に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		
職員採用試験（免許資格職）	社会福祉		主として、福祉分野における相談、指導、援助等の業務に従事することを職務とする職		1 試験の程度は、 大学卒業程度をもって行う。 2 試験の内容は、

薬剤師	主として、薬剤師の業務に従事することを職務とする職	教養試験・専門試験 ・論文試験・人物試験・資格調査とする。
管理栄養士	主として、管理栄養士の業務に従事することを職務とする職	
保健師	主として、保健師の業務に従事することを職務とする職	
保育士	主として、保育士の業務に従事することを職務とする職	1 試験の程度は、短期大学卒業程度をもって行う。 2 試験の内容は、教養試験・専門試験・論文試験・人物試験・資格調査とする。
学校図書館事務	主として、公立学校図書館において司書業務に従事することを職務とする職	
診療放射線技師	主として、診療放射線技師の業務に従事することを職務とする職	
臨床検査技師	主として、臨床検査技師の業務に従事することを職務とする職	
看護師	主として、看護師の業務に従事することを職務とする職	

別表第1の注中3を削除し、4を3とし、5から9までを1つずつ繰り上げる。  
 附 則  
 この規則は、平成31年4月1日から施行する。